

一般社団法人北海道ライブ・エンタテインメント連絡協議会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人北海道ライブ・エンタテインメント連絡協議会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を札幌市に置く。

(公告の方法)

第3条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 当法人は、北海道のライブ・エンタテインメント事業者が集い、事業者の産業的基盤の確立と、ライブ・エンタテインメント産業の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 当法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) ライブ・エンタテインメントに関する情報交流・コーディネート
- (2) ライブ・エンタテインメントに関する研究調査
- (3) ライブ・エンタテインメントに関する支援
- (4) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員の構成)

第6条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で社員総会におい

て推薦された者

(会員の資格)

第7条 会員資格は、次の各号の要件を備える事業者とする。

- (1) 音楽や演劇、ステージイベント等の公演の運営、または施設の管理に係る事業を主たる業務としている道内の事業者
- (2) 北海道暴力団排除条例に規定する暴力団関係者又は遊興娯楽業のうち風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、社会通念上適切でないと判断される事業を行っていないこと

(入会)

第8条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、所定の手続きに従って入会申し込みを行い、理事長の承認を受けなければならない。

(会費)

第9条 会員の年会費は無料とする。

(任意退会)

第10条 会員は、理事長に退会届を提出することにより、いつでも任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議により、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第12条 前2条の場合のほか次のいずれかに該当するに至ったときは、会員はその資格を喪失する。

- (1) 総正会員が同意したとき。
- (2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第 13 条 社員総会は、全ての正会員をもって構成する。

(権限)

第 14 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 15 条 社員総会は、定時社員総会として毎年 5 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 16 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 17 条 社員総会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決権)

第 18 条 社員総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 19 条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第 20 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役員

(役員)

第 21 条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 10 名以内
 - (2) 監事 1 名以上 2 名以内
- 2 理事のうち 1 名を代表理事とする。

(顧問)

第 22 条 当法人には顧問を若干名、置くことができる。

2 顧問は、当法人の趣旨に理解を有する学識経験者等のうちから、理事会において選任する。

(役員を選任)

第 23 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定し、代表理事をもって理事長とする。
- 3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表しその業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を

作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(報酬)

第 26 条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は社員総会の決議によって定める。

(役員任期)

第 27 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 理事若しくは監事が欠けた場合又は第 21 条第 1 項に定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 28 条 理事及び監事は、社員総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議によって解任することができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 29 条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 30 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第 31 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が理事会を招集する。

(決議)

第 32 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事の提案に係る決議事項を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 33 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 事務局

(事務局)

第 34 条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 8 章 基金

(基金の募集)

第 35 条 当法人は、会員または第三者に対し、法人法第 131 条に規定する基金の拠出に関する募集をすることができる。

(基金の取扱い)

第 36 条 基金の募集・割当て・払込み等の手続き、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、理事会の決議により別に定める「基金取扱規定」によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第 37 条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続き)

第 38 条 基金拠出者に対する返還は、定時社員総会の決議に基づき、法人法第 141 条第 2 項に規定する限度額の範囲内で行うものとする。

第 9 章 解散

(解散)

第 39 条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 40 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 会計

(事業年度)

第 41 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月末日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 42 条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、当法人の主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 43 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号及び第 4 号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金)

第 44 条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第11章 補則

(委任)

第45条 この定款に定めるものの他は、当法人の運営に関する必要な事項は、理事会の議決により、理事会が別に定める。

第12章 附則

1 当法人の最初の事業年度は、法人成立の日から令和3年3月31日までとする。

2 当法人の設立時の役員は、次のとおりである。

設立時理事 小島紳次郎、伊藤博之、伊藤亜由美、栗野幸雄

設立時理事長 小島紳次郎

設立時監事 齋藤千鶴

3 当法人の設立時社員は、次の通りとする。

設立時社員

札幌市中央区双子山二丁目1番12号 小島紳次郎

札幌市清田区北野六条二丁目6番9号 栗野幸雄

以上、一般社団法人北海道ライブ・エンタテインメント連絡協議会 を設立するため、設立時社員 小島紳次郎及び設立時社員 栗野幸雄の定款作成代理人司法書士 山田奈穂は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

令和2年6月1日

設立時社員 小島紳次郎

同 栗野幸雄

上記設立時社員の定款作成代理人

司法書士 山田 奈穂